

又従来は事実婚を基準として結婚祝金が給付されてきたが「事実婚」の意味内容が明らかでなく、会員に不利益を与える場合も生じたので、原則的に入籍の日を結婚の日と認めることに「運用基準」で明らかにした。

又経理面においては収入において、県から赤字解消助成金として400万円の増額補助があったことと、36年10月1日の給与改訂による掛金の増収がみられたことは、互助金給付金の支払を円滑にし、36年度末においては一般給付及び医師への支払も正常に戻すことができた。

以下に昭和36年度の実績概要を記してみる。

(1) 加入状況 (37.3.31)

種 別	加入者数未	加入者数
小 学 校	8,722	548
中 学 校	5,486	237
高盲ろう校	3,167	282
教委その他	315	6
計	17,690	1,073
比 率	94.3%	5.7%
前 年 末	93.7%	6.3%

(2) 収入の主なるもの (単位千円)

掛金及入会金	74,495
県補助金	13,420
医療立替返納金	25,052
雑収入その他	120
繰越金	496
計	113,583

(3) 支出の主なるもの (単位千円)

医療補助金	84,801
療養見舞金 (5件)	250
家族医療費 (158,777件)	84,551
死亡弔慰金	1,618
会 員 分 (26件)	1,000
家 族 分 (306件)	618
出産見舞金	1,848
会 員 分 (537件)	808
配 偶 者 分 (1,032件)	1,040

(5) 昭和35.36年度貸付状況

		継 続 貸 付		新 規 貸 付		計	
35年度	高 校 生	193人	2,314千円	100人	1,200千円	193人	3,514千円
	大 学 生	49	1,176	17	408	66	1,184
36年度	高 校 生	194	2,327	92	1,104	286	3,431
	大 学 生	49	1,176	12	288	61	1,464

結 婚 祝 金	(811件)	6,392
退 職 金	(390件)	8,312
災 害 見 舞 金	(17件)	712
計	(件)	103,683
事 務 費	(職員 26名)	5,432
総 計		109,115

第 8 節 奨学育英制度

1 福島県奨学資金貸与制度

この制度は、福島県出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困と認められる者に対して、奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に資することを目的として、昭和27年に発足したもので、その概要は次のとおりである。

(1) 出願資格

- ① 高等学校(県内に所在するもの)在学中で、県内に引き続き6カ月以上住所を有する者
- ② 大学在学中で、県内高等学校卒業生又は大学入試検定合格者で合格当時県内に住所を有し、かつ大学入学まで又は大学入学の目的を以って住所を移転するまで県内に引き続き6カ月以上住所を有する者
- ③ 品行が正しく、学術にすぐれ、身体が強健な者
- ④ 経済的理由により修学が困難な者
- ⑤ 他の奨学資金の貸与又は給与を受けていない者

(2) 奨学資金の額

高校生	月額1,000円以内
大学生	月額2,000円以内

(3) 貸与の期間

奨学生の在学する学校の正規の修業期間

(4) 奨学資金の返還

卒業の月の6カ月後から全額を月賦で15年以内に返還する。但し月賦の額は500円以上とする。又貸与期間の満了、退学、奨学資金の辞退、奨学資金制度の廃止の場合の返還も同じとする。